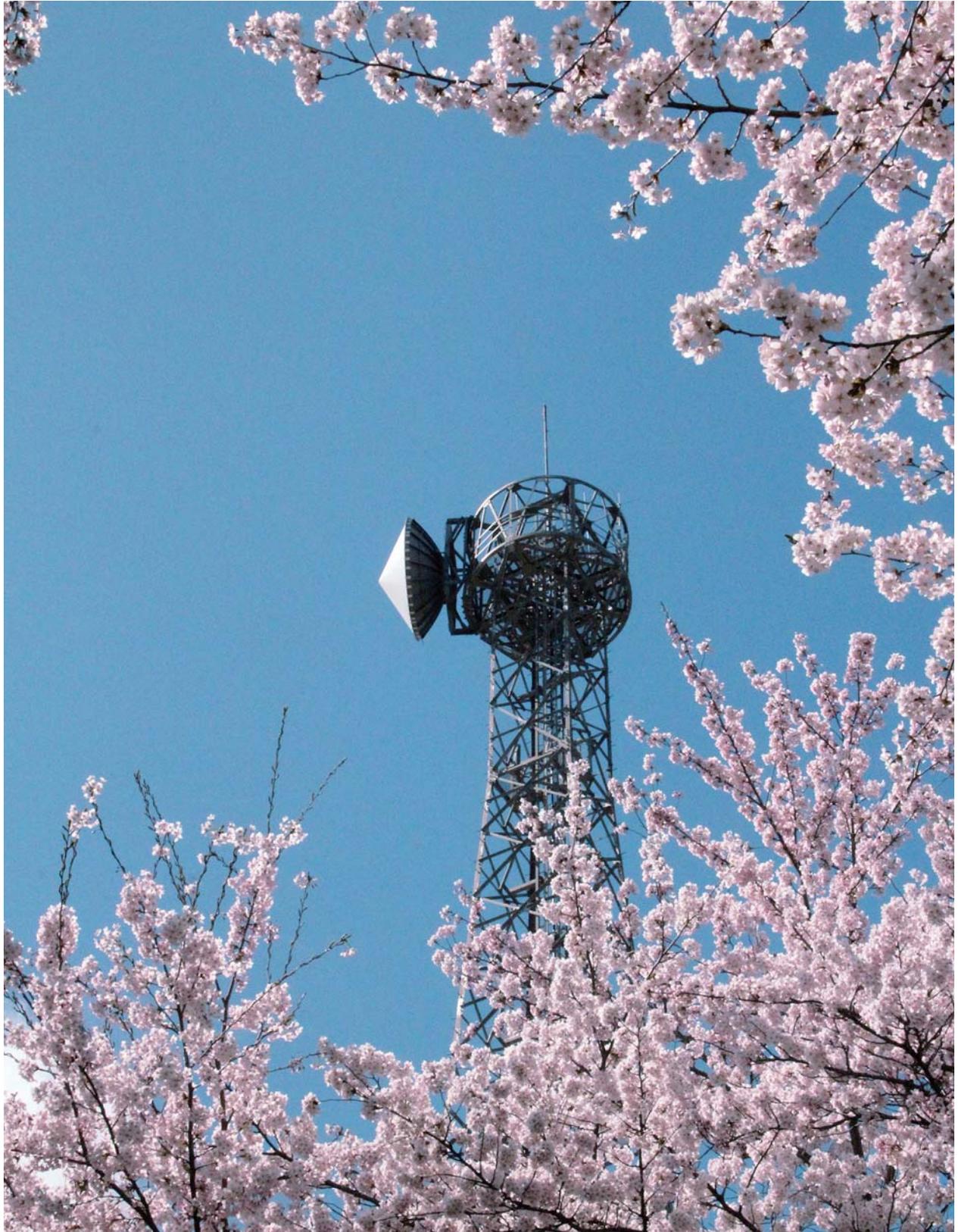


KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.125



■2019年4月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

いよいよ平成31年4月30日に平成天皇陛下の退位礼・正殿（せいでん）の儀が行われ、陛下が最後のお言葉を述べられる。そして、5月1日には剣璽等（けんじとう）承継の儀、即位後朝見の儀がおこなれ、新元号が発表される事と聞いております。

このように今年には日本にとって歴史的行事が目白押しですが、退位して上皇となれる平成天皇は常に国民に寄り添い、国事行為は勿論の事、災害などが発生したとき、いち早く訪れ、被災した人々を励ますなど、国民と苦楽を共にして歩まれ、象徴としてのお立場を模索され続けた陛下であったと思います。心からお祝いと感謝申し上げます。これからは今まで出来なかつたご研究や各地を公務の伴わないご訪問をするなどして、上皇后さまとお二人で楽しんで頂きたいと思っております。

さて、昨年の暮れに行なわれました「まんが税金展」や「税についての作文」ではたくさんの小・中・高校生の参加を得て実施されました。受賞された皆さんおめでとうございます。

また納税表彰では十和田税務署長表彰を蕪武昭男様、仙台国税局長納税表彰は稲本修明様、そして十和田税務署優良申告法人として㈱石川設計様、青森リース㈱様が受賞されました。おめでとうございます。

今年は消費税が8%から10%になる増税の年ですが、財政健全化、少子高齢化に対応した社会保障制度、行政改革の徹底、法人実効税率の引き下げ、事業継承税制の改革などの施策を強力に要望して行きたいと思っております。

会員企業が抱える多くの問題を関係方面に税制面から要望をしておりますので、会員企業の皆様のご理解とご協力をお願いし、ご挨拶といたします。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- 十和田税務署だより……………3
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 本部・支部だより……………6
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



■十和田市官庁街の桜と
東北電力十和田営業所の鉄塔

十和田税務署だより

消費税改正に係る消費税率の経過措置について

平成31年(2019年)10月1日からの消費税率の引き上げについては、経過措置が設けられています。経過措置は、平成31年(2019年)10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて旧税率(8%)が適用される措置です。経過措置の概要は以下のとおりです。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区分	適用開始日	現 行	平成31年(2019年)10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q & A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	
⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	
⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

税理士からの

ひとことアドバイス



決算書とは何か

小向修一税理士事務所

税理士 小 向 修 一 氏

●決算書とは何か

俗にいう、決算書とは、一般的に**貸借対照表・損益計算書・株主資本等計算書・個別注記表**の4つをいいます。

決算書とは何かといわれたら、すぐに、この4つを思い浮かべてください。

●1年に1回は必ず作成する

●決算書とは数字をいかに読み取るか

会社の経営者は、自社の業績向上のために、自社の経営状況を的確に判断し、そのうえで、様々な対策をとらなければなりません。

そのためには、決算書に表されている数字をいかに読み取るかが、非常に重要なポイントとなります。

●決算書の入手方法

それでは、決算書を入手することができるのは、株主だけなのでしょうか。いいえ、実は会社の債権者も、決算書を入手することができるのです。会社は、定時株主総会が開催される日の1週間前から、決算書を会社に備えおいて、株主及び会社の債権者から請求があれば、これらの書類を見せたり、その謄本を交付しなければなりません。

●貸借対照表をバランスシートといいます

これは、貸借対照表の左側（借方）と右側（貸方）の合計額が一致している、つまり、左右のバランスがとれていることから、このように呼ばれます。次に、貸借対照表のタイトルのすぐ下の日付をご覧ください。貸借対照表は、決算期末現在の財務状況、財産の状態を報告するものです。

●損益計算書をP/Lといいます

損益計算書のタイトルの下の日付をご覧ください。自～至～、と書かれています。貸借対照表は、ある時点のことを指していますが、損益計算書は、

ある期間のことを表しています。

●株主資本等変動計算書

貸借対照表の「純資産の部」は、株主資本・評価・換算差額等・新株予約権の3つに区分されています。期首から期末までの増減を記載する表のことをいいます。すなわち純資産の変動計算書です。

●個別注記表

個別注記表は、重要な会計方針に関わる注記、貸借対照表に関する注記、損益計算書に関わる注記など、それぞれの計算書類に記載された事項をまとめて記しています。

●それぞれの役割

会社は、貸借対照表に記載されている財産の状況に基づき、新たに経営活動をはじめののです。

新しく事業を始めたり、不採算部門を取りやめたりしてより多くの利益を生み出そうとするのです。

その経営活動のプロセスを表すのが、損益計算書です。そして、貸借対照表の純資産の部の増減を表すのが、株主資本等変動計算書です。

決算書の数字から今季の成績はどうだったかを確認し、さらに成績を上げるためにはどうしたらいいかを考えないかぎり会社は成長しません。つまり、自社の決算書は会社の業績を改善するための優れたツールなのです。決算書の読み方を理解して、会社の業績アップに積極的に貢献しましょう。

ただ、単純に税務申告等の為だけに決算書はあるわけではありません。会社の翌年、そして将来の進むべき方向が見えてくるものです。決算書の見方等ご不明なことがあれば関与税理士にご相談されることをお勧めいたします。

本部・支部だより

1月28日(月)

決算期別法人説明会・消費税軽減税率制度説明会
〈1～4月決算法人対象〉
(三沢市総合社会福祉センター)

1月29日(火)

決算期別法人説明会・消費税軽減税率制度説明会
〈1～4月決算法人対象〉
(十和田奥入瀬合同庁舎 午前・午後)

2月5日(火)

新設法人説明会・消費税軽減税率説明会
(十和田奥入瀬合同庁舎)

2月6日(水)

新春経済講演会
「米中貿易戦争の時代を
どう生き抜くか」
～日本経済の行方を読む～
講師：外交ジャーナリスト 手嶋 龍一 氏
(富士屋グランドホール)
(共催/十和田支部)



3月19日(火)

第3回理事会、厚生制度説明会
(サン・ロイヤルとわだ)

◆七戸支部

1月16日(水)

新春基調講演会
「人口減少と増税時代を生き抜く売り方革命、
売上を伸ばす4つの方法について」
講師：株式会社コンパス
代表取締役 鈴木 進介 氏
(七戸町商工会)



◆おいらせ町支部

1月17日(木)

新春講演会並びに会員交流会
・経営講演会
「A級グルメで町おこし」 邑南町の取組について
講師：島根県邑南町役場
寺本 英仁 氏
・税務講演会
「税のよもやま話」～日本酒の豆知識～
講師：十和田税務署
署長 長谷川 光政 氏
(月見旅館)



◆野辺地町支部

1月18日(金)

新春講演会
心理学を取り入れて売り上げをどんどん伸ばす！
「商売繁盛心理学」
講師：ファーストアドバンテージ(有)
代表取締役 酒井 とし夫 氏
(まかど観光ホテル)



◆上北町支部

1月19日(土)・20日(日)

建設業技能講習会
①石綿使用建築物等解体等業務特別講習会
②安全衛生推進者養成講習会
講師：労働安全コンサルタント
安全指導員 斉藤 正 氏
(上北町商工会)

◆十和田湖支部

1月25日(金)

新春講演会
「人口減少時代を生き抜く
中小企業の経営力強化のポイント」
～プラス発想で将来につながる経営を！～
講師：M. S コンサルティング 代表
中小企業診断士 佐瀬 道則 氏
(十和田市役所 十和田湖支所)



◆六戸町支部

1月25日(金)

新春講演会
“人間力こそ最大の商品”
お客様が喜んでくれた分だけ売上は伸びる！
儲かるための経営と企業成長のためのポイント
講師：「萬屋(旧ゲーム倉庫)」
ドラゴンキューブ(株)
会長 平井 茂 氏
(六戸町商工会館)



◆天間林支部

1月25日(金)～27日(日)

技能講習会
玉掛け技能講習会 (天間林商工会館)

◆三沢支部

2月6日(水)

税制調査提言活動
三沢市内税理士と支部役員意見交換会
(ホテルグランヒルつたや)



◆十和田支部

2月13日(水)

労務管理セミナー

「有給休暇取得と残業時間超過に関する

法の概要と企業の対応策」

講師：特定社会保険労務士

社会保険労務士法人ソリューション

特定社員 小野 純 氏

(十和田市建設業会館)

〈共催／十和田市建設業協会〉



◆横浜町支部

2月21日(木)

販売促進実技講習会

「売り場で即効 手描きブラックボードPOP講習会」

講師：(有)ポップ鈴木

代表取締役 鈴木 順三 氏

(横浜町商工会館)

青年部会だより

1月16日(水)

租税教室 (十和田市立法奥小学校)

1月31日(木)

租税教室 (十和田市立南小学校)

1月31日(木)

租税教室 (東北町立蛭沢小学校)

2月4日(月)

租税教室 (十和田市立四和小学校)

2月6日(水)

租税教室 (十和田市立東小学校)

2月7日(木)

租税教室 (三沢市立三沢小学校)

2月12日(火)

租税教室 (十和田市立三本木小学校)

2月13日(水)

租税教室 (六戸町立開知小学校)

2月19日(火)

租税教室 (七戸町立天間東小学校)

2月21日(木)

租税教室 (野辺地町立馬門小学校)

3月22日(金)

経営セミナー

「朝の来ない夜はない！負債40億円からの挑戦」

～そして、今、理念経営の実現へ～

講師：(株)湯佐和

代表取締役 湯澤 剛 氏

(富士屋グランドホール)

〈共に主催／十和田支部〉

女性部会だより

1月30日(水)

税の絵はがき作品審査会

入賞10作品、佳作10作品を選定

2月8日(金)

租税教室 (おいらせ町立甲洋小学校)

3月8日(金)～15日(金)

税の絵はがき作品展示会

(十和田奥入瀬合同庁舎 1階)

税の絵はがきコンクール

上十三からの応募463点

女性部会主管による第3回「税の絵はがきコンクール」に、今年も管内15校の小学6年生463名から作品が寄せられました。どれも素晴らしい作品でした。上十三女性部会で選考された10点は、青森県連そして東北六県連での更なる厳正な審査を経て、東北六県連法人会連合会優秀賞を受賞された十和田市立東小学校 木村心咲さん、三本木小学校 田高遥奈さんのお二人をはじめ、十和田税務署長賞を上北小学校 蛭名汰成くん、上十三法人会長賞を水喰小学校 松山佳菜さんがそれぞれ受賞されました。

なお、今回の税の絵はがきコンクールには、東北全体で700校21,548点、県内では69校2,757点の応募がありました。

※「税の絵はがき」20点を展示します。会報125号(特別版)をご覧ください。

4

月スケジュール

4日(木)～8日(月)

税の絵はがき作品展示会

(十和田市市民交流プラザ トワール)

5

月スケジュール

16日(木)

決算期別法人説明会〈5～8月決算法人対象〉

(十和田奥入瀬合同庁舎 午前・午後)

17日(金)

決算期別法人説明会〈5～8月決算法人対象〉

(三沢市総合社会福祉センター)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金

DAIDO 大同生命保険株式会社

青森営業部 八戸営業所/
青森県八戸市廿三日町10番地(石万ビル2F)
TEL 0178-43-3105

AIG AIG損害保険株式会社

八戸支店/
青森県八戸市三日町2(青銀・明治安田ビル4F)
TEL 0178-24-1271